

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年2月6日
事業者の氏名又は名称	宝タクシー株式会社(法人番号8480001001000)(代表者 森本通仁)
事業者の所在地	徳島県徳島市寺島本町西2丁目6番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市寺島本町西2丁目6番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年10月4日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年2月13日
事業者の氏名又は名称	株式会社南海東道後タクシー(法人番号8500001002961)(代表者 中矢敏文)
事業者の所在地	愛媛県松山市梅津寺町1374-4
営業所の名称	東道後営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市鷹子町478-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年8月27日及び同年9月11日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (3)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (4)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。